万国の労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

（毎月２回１日・15日発行）1969年12月20日第３種郵便物認可

2017-3-1
No.997
250円

思想運動

活動家集団 思想運動
発行・小川町企画 〒113-0033 東京都文京区本郷３の38の10さかえビル２階 ☎03・3818・6671 FAX03・3818・3199（郵便振替）00190-0-758235
小川町企画・関西連絡先 ☎080・4700・6461
HP http://www.shiso-undo.jp/
購読料：年間6,000円 半年3,000円（送料共）

「労働者を切り捨てる安倍内閣は退陣せよ！」（「格差・貧困にノー！ みんなが尊重される社会を！ 総がかり行動」が日比谷野外音楽堂で開かれ、四〇〇〇人が参集した。一一月一九日　撮影＝Ｓｈｉｎｙａ）

安倍政権の反基地運動潰し糾弾！

山城氏ら即時釈放の闘いを全国に拡げよう

沖縄の米軍基地反対運動のリーダー山城博治氏（沖縄平和運動センター議長）が不当に逮捕・起訴され、長期間勾留されている事態に対して被告側が早期の保釈を求めていた裁判で、二月二十日、最高裁は、被告側の特別抗告を棄却し、保釈を認めない判断を確定させた。山城氏たちの逮捕・長期勾留（昨年十月十七日の逮捕からすでに四か月以上が経過）は、安倍政権が沖縄の反基地運動を潰すために行なった露骨な政治弾圧にほかならない。今回、司法（最高裁）が安倍たちの仕組んだ暴虐に追随・加担したことをわれわれは断固糾弾する。

最高裁の決定を受け、山城議長の弁護人である池宮城紀夫弁護士は、「人権の最後の砦」としての司法の役割を自ら放棄したに等しい」と最高裁をきびしく批判した。

沖縄では、直ちに抗議の行動が展開された。二月二十四日には、那覇市の城岳公園（那覇地裁前）で、「山城博治さんたち即時釈放を求める大集会」が実行委員会主催で開催され、緊急の呼びかけにもかかわらず約八〇〇名が参加、那覇地裁に向け「仲間をかえせ」「不当弾圧を許すな」などのシュプレヒコールを上げて抗議した（集会の決議文は別掲）。集会後は国際通りなどの繁華街をデモ行進した。

この間、山城氏らの早期釈放を求める声は、地元の運動団体だけでなく、刑事法研究者、日本国際法律家協会等の司法関係者、多くの市民運動団体、アムネスティ・インターナショナルなどからも上がっており、署名運動も展開された。しかしまだその動きは、政府に沖縄への露骨な政治弾圧を躊躇させるほどの世論を形成しえてはいない。辺野古沖・大浦湾では、海上工事が再開され一〇トンを超えるコンクリートブロックが大量に投入され続けている。こうした動きを阻止するために、現地では陸と海とで抗議行動が続く。キャンプ・シュワブ前では、座り込む市民を機動隊が拘束し、強制排除する暴力行為が連日繰り返されている。一方、海上ではカヌーなどの抗議船が海上保安庁の海猿に妨害され、抗議する市民が冬の海に投げ出される事態も起きている。

共謀罪導入などの弾圧体制づくり、岩国をはじめとする本土での米軍基地の強化・拡大等々、沖縄のきびしい現実は明日には日本全体の現実となる。問われているのは本土の運動だ。沖縄の闘いに連帯する運動を強めよう！ 山城氏ら即時釈放の運動を全国に広げよう！

【編集部】

山城博治さんたちの即時釈放を求める決議

二〇一七年二月二十四日

山城博治さんたちの即時釈放を求める大集会

山城博治氏の早期保釈を求める訴えを最高裁が棄却したことを受けて、山城博治さんたちの即時釈放を求める会、基地の県内移設に反対する県民会議、政治弾圧による不当逮捕・勾留者を支援する会の三団体で構成する実行委員会が主催して二月二十四日、那覇地裁前で抗議集会が開かれた。以下は集会で採択された那覇地方裁判所長あての決議である。

【編集部】

山城博治さんが二〇一六年十月十七日、高江のオスプレイパッド建設現場付近でバラ線を切断したとして器物破損容疑で逮捕されてから、はや四か月以上が経過した。

国は五〇〇人の本土からの警察機動隊を大量動員し、市民のテント施設などを裁判手続き抜きで強制撤去し、非暴力・無抵抗の市民たちを実力排除する中で多数の負傷者や手術を要する重傷者と救急搬送者を出した。

オスプレイパッド工事現場の違法状態確認のため、多数の市民と共に森へ入った現場リーダーの山城氏が前進を妨げていた沖縄防衛局設置のバラ線（時価二〇〇〇円相当）を二か所切断した。同氏はそこから離れた県道上で多数の警察官に強制連行されたあと、器物破損罪の準現行犯として逮捕された。だが、犯罪行為を目撃した者自身が、その行為者が犯人であることを明確に認識して逮捕を前提として追跡するなどし、場所的にも犯行現場からさほど遠くない範囲内での逮捕でなければ、「犯人として追呼されている」準現行犯（刑訴法二一二条第二項一号）は成立しない。その前提事実を欠く準現行犯逮捕は違法であり、違法逮捕を前提とする勾留も違法となる。

十月二十日那覇簡裁は賢明にも検察官の勾留請求を却下した。那覇簡裁はこの準現行犯の規定を憲法上の令状主義、デュープロセスの観点から正当に限定解釈したものと評価できる。しかし、同日、検察官が準抗告を申し立て、準抗告審（地裁裁判官三人の合議体）が簡裁の却下決定を取り消し、接見禁止付きの勾留決定をした。同じ日に通称「N1テント裏」付近で防衛局職員の肩を揺すり全治一週間の傷害を与えたとの八月二十五日の行為が傷害罪・公務執行妨害罪とされ山城氏らは再逮捕された。また現場の警官から警察官職務執行法の「警告」も「制止」もされず、違法性の意識もない多数の市民がブロックを積んだ二〇か月前の行為が威力業務妨害罪とされ、山城氏は再々逮捕され追起訴された。こうして、器物破損の微罪で「別件逮捕」し、捜査終結済みのほぼの過去の罪名（公務執行妨害罪等）を小出しにして逮捕勾留をくり返した検察の手法は、逮捕・勾留の要件・効果の基準を個別の被疑事実とする事件単位説の悪用であり、反基地運動弾圧の政治的意図を強く感じさせる。重病を抱える山城氏の異例の長期勾留は、国際人権法にも反し、広く国内外で懸念が表明されている。不当勾留されている他の二名の健康状態も非常に懸念されている。これ以上の勾留は山城博治さんたちの健康・生命を危険にさらすことになりかねない。山城博治さんたちを社会に帰さない、運動させないという検察の強い意向に屈し、裁判所は憲法及び法律裁判官としての良心に従い独立して職権を行なうべきその責務を放棄したものと断ぜざるを得ない。われわれは憲法上の権利と自由を否定する権力の暴走を許さない。裁判所が本来の人権、民主主義の砦としての責務を全うし、山城博治さんたちを即時釈放するよう本集会の名において要求する。

以上決議する。

那覇地方裁判所長　阿部正幸　殿